

ファンドレイジング行動基準

日本ファンドレイジング協会

民間非営利団体が行うファンドレイジングは、単にその活動資金を調達することではなく、支援を募る過程を通じて、より多くの人たちに社会の課題を示し、理解と共感を得て、その課題解決への参加者を増やして社会をより良くしていくことである。

このファンドレイジング行動基準は、民間非営利団体がファンドレイジングを行う際に団体及び業務を担当する個人が守るべきものである。

民間非営利団体においてファンドレイジングに関わる者が、この行動基準を遵守することによって、社会の信頼を得ながら、自信と誇りと誠実さをもってファンドレイジングに取り組むこと、そして、その結果、寄付者も達成感と安心感を得ることを通じて日本における寄付文化がさらに醸成されることで、民間非営利活動が発展し、よりよい社会が実現することが期待される。

行動原則

民間非営利団体においてファンドレイジングに関わる者は、次の行動原則を遵守しなければならない。

- ・ファンドレイジングに際しては、関連する法令（刑法、民法等）を遵守する。
- ・寄付者と受益者の信頼を得るために誠実に行動する。
- ・自らの誇り、相手に対する礼儀礼節を重んじ、ファンドレイジングに対する社会的信頼を得られるように行動する。
- ・寄付者、受益者の尊厳を守るとともに、所属団体および他の民間非営利団体の信頼性の向上に努める。
- ・所属団体のミッションを重んじ、規律を遵守する。
- ・社会により一層貢献できるように、ファンドレイジングに関する知識と技能の向上を図る。

行動規範

活動地域、活動分野、活動規模にかかわらず、民間非営利団体においてファンドレイジングを行う際には次の規範に沿って行動する。

＜団体及び個人として＞

- ・ファンドレイジングに際しては、法令を守ることに加え、倫理的に正しく行動する。
- ・ファンドレイジングに際しては、その目的及び集めた資金の使途について、事前に正しく説明を行う。
- ・寄付者に説明した目的通りにその寄付金を使う。
- ・ファンドレイジングにあたって明示した約束について誠実に実行する。
- ・寄付金の使途や運用について定期的に報告する。
- ・職務上知り得た守秘義務のある情報を、正当な理由がない限り、第三者に漏らさない。
- ・他者の知的所有権を侵害しない。
- ・社会から支援を得て、実りある活動成果を生み出していくため、組織運営やファンドレイジングに、適正な運営コストが必要であることへの理解を広める。

＜個人として＞

- ・ファンドレイジングを進める際に必要となる商品やサービスの購入に際して、個人の利益のために金品や特別な便宜を受け取らない。
- ・寄付者、ボランティア、他のスタッフ、受益者などを個人の利益のために利用しない。
- ・職業上の経験、資格、また過去の業績などについて偽らない。

その他

ファンドレイジングに際しては、「寄付者の権利宣言 2010」を支持する。（別表）